



▶ふわふわでくりくりおめめ  
がチャームポイント☆近所の  
わんこアイドルのうらひです♡



【種類】ポメラニアン(メス3歳)

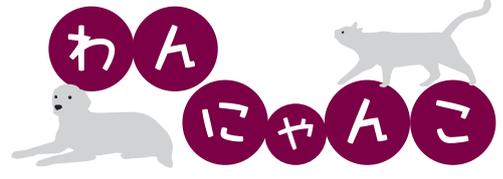
1家(南)らら

リリ  
N家(さくら台)稟々



【種類】チワワ(メス1歳)

◀人懐っこくて好奇心旺盛。  
遊ぶことが大好きでなんでも  
おもちゃにしちゃう！



問 環境政策課 ☎内線1563

## 飼い犬のフンは持ち帰りましょう！

最近、住民の方から飼い犬のマナーについて多くのご意見が寄せられています。その中で大部分を占めているのが、散歩の際に飼い犬のフンを持ち帰らない、ということとです。

フンの持ち帰りは飼い主にとって最低限のマナーであり、道路等にフンを放置することは、牛久市環境美化の推進に関する条例で禁止されています。

飼い犬が他の人からも可愛がられるよう、また、ご近所付き合いを円満にするためにも、飼い主の皆さまの意識向上がとても大切です。無用なトラブルを防ぐためにも、ご協力をお願いします。

ペットの  
写真  
募集中！

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30～40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係  
[E] kankyout@city.ushiku.ibaraki.jp ※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。  
※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



## 消費生活の窓

※4月1日より本庁舎から移転しました。  
問 牛久市消費生活センター ☎830-8802  
(市役所第3分庁舎2階 商工観光課内)  
相談日 月～金曜日(午前9時～正午/午後1時～4時)



「訴訟最終告知」という内容のが届いた。全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。

### 相談事例2

「支払期限を過ぎた場合は信用情報機関に登録する」と書かれている。リンク先をタップしても大丈夫だろうか。

### 相談事例1

実在する事業者名で「利用料金が未納です」というショートメッセージが届き、あわててメールを見ると「支払期限を過ぎた場合は信用情報機関に登録する」と書かれていた。

利用した覚えのない請求は無視！  
架空請求による相談が増えています

アドバイス  
まずは関わりを持たないよう  
「無視する」  
ことが大切です

◆根拠のない架空請求が横行しています。「強制執行」や「信用情報機関に登録」など不安をおおる文言があっても決してリンク先にアクセスしないようにしましょう。

◆「訴訟最終告知」など、内容がよく分からないはがきなどが送られてくる場合もあります。記載された内容に心当たりのない場合や不安に思った時は、決して相手に連絡せず、消費生活センターにご連絡ください。